

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 住民基本台帳カードの継続利用に関する事項

一 住民基本台帳カードの交付を受けている者等が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした場合に、転出地市町村長から転入地市町村長へ通知する事項として、住民基本台帳カードの管理のために必要な事項を追加するものとする。 (第二十四条の三関係)

二 住民基本台帳カードの継続利用が可能となることに伴い、これまで住民基本台帳カードの交付市町村長が行い、又は交付市町村長に対し行うこととされていたことを、住所地市町村長が行い、又は住所地市町村長に対し行うものとする。 (第三十条の十五、第三十条の十七、第三十条の十九関係)

三 転出届をして転出をした場合 (国外に転出をした場合を除く。) には住民基本台帳カードが失効しないこととする等、住民基本台帳カードが失効する場合の規定について所要の改正を行うものとする。 (第三十条の二十関係)

四 住民基本台帳カードを、交付市町村長ではなく住所地市町村長に返納するものとともに、国外に転出をした場合等住所地市町村長に返納できない場合には、直前の住所地市町村長に返納するものと

すること。（第三十条の二十一関係）

五 交付市町村長が行うものとされていた住民基本台帳カードの返納命令を、住所地市町村長が行うものとするとともに、返納命令ができる場合として、住民基本台帳法第三十条の四十四第六項の規定による返還が錯誤に基づき、又は過失によってされた場合を追加するものとする。（第三十条の二十二関係）

六 交付市町村長が行うものとされていた住民基本台帳カードが効力を失ったことを知った場合等の都道府県知事への通知を、住所地市町村長又は直前の住所地市町村長が行うものとするとともに、住民基本台帳カードの継続利用が行われた場合に、転出地市町村長及び転入地市町村長から都道府県知事に通知を行うものとする。（第三十条の二十四関係）

七 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 外国人住民の特例に関する事項

一 外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合は、次に掲げる場合とするものとする。

（第三十条の二十五関係）

1 世帯主でない外国人住民とその世帯主（外国人住民であるものに限る。以下同じ。）との親族関係に変更がない場合

2 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場合

二 外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合は、次に掲げる場合とするものとすること。（第三十条の二十六関係）

1 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合

2 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転入届をするとき（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）。

3 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転居届をする場合（当該世帯主が世帯主となる場合に限る。）

4 世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民に関する転入届又は転居届に併せて転

入届又は転居届をする場合（当該他の外国人住民が世帯主となる場合に限る。）その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係を確認することができる市町村長が認めるとき。

三 外国人住民に対し交付される住民基本台帳カードの有効期間は、第三十条の十六の規定にかかわらず、在留カードに記載されている在留期間の満了の日まで等とすること。（第三十条の二十七関係）

四 外国人住民に係る住民基本台帳法施行令の規定の適用について、必要な読替えを行うものとする事。（第三十条の二十八関係）

五 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第三 その他の事項

一 住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令の規定の適用について、指定都市の特例を定めるものとする事。（第三十一条及び第三十二条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第四 施行期日等に関する事項

一 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

1 第二及び第三の一のうち外国人住民に係る事項並びに第四の三から五まで 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律 (以下「入管法等改正法」という。) の施行の日 (以下「第一号施行日」という。)

2 第三の二、第四の二及び六 公布の日

二 仮住民票の記載、消除又は記載の修正その他の仮住民票に関し必要な事項として、次に掲げる事項を規定するものとする。 (附則第二条、第七条関係)

1 市町村長は、仮住民票を磁気ディスクをもって調製することができるものとする。

2 仮住民票の記載事項のうち、住民基本台帳法の一部を改正する法律 (平成二十一年法律第七十七号。以下「改正法」という。) による改正後の住民基本台帳法第三十条の四十五の表中の規定の適用について、必要な読替えを行うものとする。

3 市町村長は、第一号施行日の前日までの間に、改正法附則第三条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、仮住民票を消除し、仮住民票に記載されている事項に変更があつたときは、仮住民票の記載の修正をするものとする。

4 市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは調査をすることが出来るものとする。

5 市町村長等は、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならぬものとする。

三 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書は、在留カードとみなして、第二の三の規定を適用するものとする。（附則第八条関係）

四 外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置について規定するものとする。（附則第九条関係）

五 住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用について、特例を定めるものとする。（附則第十条関係）

六 第四の二及び四の規定の適用について、指定都市の特例を定めるものとする。 (附則第十一条関係)

七 その他所要の規定の整備を行うものとする。